

**<1次公募> 令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金**  
**(Ⅲ) 設備単位型 / (Ⅲ) GX設備単位型 / (Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型 / (Ⅳ) エネルギー需要最適化型**  
**«よくあるご質問»**

**<補助金事業全般について>**

No.	質問	回答	公募要領
1	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口 e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を参照してください。 （参考） <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/">https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015/</a>	P.1
2	小規模な事業でも申請できますか。	補助金額30万円以上の事業であれば申請可能です。	P.5-8
3	各事業区分の申請において、下限額はどのように適用されますか。	申請当たりの下限額は、次の通りです。 （Ⅲ）設備単位型 / (Ⅲ) GX設備単位型 補助金額が30万円以上 / 事業全体 （Ⅱ）電化・脱炭素燃转型 補助金額が30万円以上 / 事業全体 （Ⅳ）エネルギー需要最適化型 補助金額が30万以上 / 事業全体	P.5-8
4	1次公募で不採択、または2次公募で不採択となった場合に次回以降の公募で申請することは可能でしょうか。	次回以降の公募で申請することは可能です。	-
5	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象ですか。	「トップ性能枠」では新設も補助対象になっています。ただし、設備区分も限定されており、従来より高い性能の設備が対象となっています。詳細は公募要領をご確認ください。また、水素を活用する設備についても（Ⅱ）電化脱炭素燃转型で補助対象となっています。こちらも詳細は公募要領をご確認ください。	-
6	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障している設備はGX設備単位型のトップ性能枠の新設事業として申請可能です。補助対象となる設備区分は限定されておりますので、詳細は公募要領をご確認ください。	P.14
7	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と他の補助金等で、補助対象経費が重複する場合の併用は出来ません。 ただし、地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税交付金など使途が特定されていない財源）により実施する補助金等との併用は可能です。この他、併用を認める補助金等がある場合にはS I Iのホームページ（よくあるご質問）に掲載します。判断に迷う場合は、S I I及び地方公共団体に問い合わせをしてください。税制優遇との併用可否については、税制担当窓口にお問い合わせください。 なお、中小企業経営強化税制との併用は可能です。本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合は、S I Iに連絡し、その指示に従ってください。	P.14
8	海外で運営している事業所も対象になりますか。	海外の事業所で使用している設備の更新は補助対象となりません。	P.15
9	大企業の申請要件である事業者クラス分けの評価はどのように確認すればよいですか。	大企業の申請要件である『Sクラス』は、資源エネルギー庁の「事業者クラス分け評価制度」のページで公開されている「令和6年度定期報告書分」で確認可能です。「省エネ評価」のうち「2024年度」の欄に☆がついているかご確認ください。他年度に「☆」がついていても、「2024年度」の欄に☆が付いていない場合は、Sクラスに該当しません。『Aクラス』であることの確認方法は、社内のエネルギー管理者等にご確認ください。	P.15
10	個人事業主ですが、インターネットで青色申告をしたため、税務署の受領印がありません。どうすればよいですか。	電子申告（e-Tax）を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を提出ください。その場合、受領印は不要です。	P.15
11	直近の決算において、債務超過となりました。申請できますか。	設備所有者が債務超過の場合、申請できません。リースやESCOを活用した共同申請の場合、補助対象設備の所有者であるリース会社やESCO事業者が直近の年度決算において債務超過でなければ申請は可能です。	P.15
12	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）や中小企業団体等以外の協同組合は申請できますか。	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）や中小企業団体等以外の協同組合等も申請可能です。従業員数が300人以下の場合は、公募要領に定める企業体の<その他中小企業者等（会社法上の会社以外）>に該当します。従業員数が300人を超える場合は、公募要領に定める企業体の【その他】に該当します。中小企業団体等に該当する場合は、設立の認可証を提出する必要があります。	P.18
13	従業員数にはどこまでの範囲の人が含まれますか。	従業員数の範囲には、雇用形態を問わず当該法人に雇われている労働者が含まれます。例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員のほか、契約社員やアルバイト・パートなども従業員数の範囲となります。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の対象となる従業員は、本事業において従業員数に含めなくても構いません。当該従業員を含めない扱いとする場合においては、個別事情を考慮して判断するため、個別にS I Iに相談してください。	P.17

No.	質問	回答	公募要領
14	リース会社との共同申請の場合、リース会社と補助事業者（設備使用者）の割賦契約は申請できますか。	割賦契約と判断される場合は、申請できません。またその他、残価設定付リース、購入選択権付きリースも同様に申請できません。補助対象設備の所有権が移転するようなセール&リースバックも申請できません。 ※ E S C O事業でセール&リースバックを実施する場合は、個別判断となりますので、事前に S I I にご相談ください	P.21
15	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。	P.20・21
16	ギャランティード・セイビングス契約を締結する予定の E S C O事業者と共同申請をする必要はありますか。	ギャランティード・セイビングス契約の E S C O事業者は、共同申請者とはなりません。ギャランティード・セイビングス契約の場合、設備使用者自身が資金調達及び設備の所有を行うため、設備使用者の単独での申請となり、E S C O事業者と共同で申請する必要はありません。	P.20
17	共同申請者（リース会社）からの「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。	-
18	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間内に譲渡する前提のリース契約の場合は申請できません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。	P.20
19	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、建物の所有者の承諾書（設備設置承諾書）の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。	P.21
20	賃借している建物の設備を更新したいのですが、申請できますか。	設備の所有者及びエネルギー管理者によって申請形態が変わります。詳細は交付申請の手引き「1-6 共同申請について」をご参照ください。	-
21	補助金申請以降、新たに特定事業者等に指定された場合も、省エネ法定期報告情報の開示制度に係る要件を満たす必要がありますか。	補助金申請以降、新たに特定事業者等に指定された事業者についても、省エネ法定期報告情報の開示制度への参加及び開示シートの公表が要件となります。E E G S が使用可能になり次第開示制度への参加を宣言し、参加したことが分かる資料を提出してください。	P.22
22	複数の事業所を1つの申請で行ってもよいですか。	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。	P.23
23	建物登記が異なる建物が複数あり、設備のエネルギー管理を一体で行っている場合、1つにまとめて申請できますか。	エネルギーを一元管理しているということであれば、1つにまとめて申請とすることは可能です。審査の過程でヒアリングや説明資料の提出等を求める場合があります。	P.23
24	「エネルギー管理を一体で行っている事業所」とはどういう状態のことでしょうか。	「エネルギー管理を一体で行っている」とは、事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギー使用量やコストを正確に把握していることを指します。省エネ法に基づく定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請してください。定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位のことであるとご理解ください。	P.23
25	工場・事業場の敷地内に事務所棟があります。製造工場の工程に関わらない建物のため、エネルギー管理外として申請できますか。	事務所棟が製造工程に関わらないとしても、工場・事業場とのエネルギー管理を一体で行っている場合は、事務所棟も申請の範囲に含めて申請してください。	P.23
26	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	1事業者あたりの申請数の上限はありません。ただし、原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。	P.23
27	複数年度事業の要件として、「単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合」とありますがどういった事業が対象となりますか。	各事業者様ごとに異なる要因があると想定されるため明確な回答はできかねますが、過去の事例としては ・工事が単年度で完了しない。 ・交付決定後に発注すると納品が翌年度になるのが、すでにわかっている。 ・経理の関係上、導入予定の設備を一括購入できず2年度に分けて購入したい。 等がございます。	P.24, 75-78
28	複数年度事業で申請した場合、初年度に補助対象経費の支払いが発生しない計画であっても申請は可能ですか。	初年度に補助対象経費の支払いが発生しない計画であっても申請は可能です。ただし、初年度に発注いただく必要がございますのでご留意ください。	P.24, 75-78

No.	質問	回答	公募要領
29	付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、公募要領の「別表1 指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」をご確認ください。	P.103-134
30	補助対象とならない費用（補助対象外経費）はどのようなものがありますか。	（Ⅲ）設備単位型／（Ⅲ）GX設備単位型 公募要領の別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に定める補助対象の範囲をご参照ください。基準表で定める設備以外の設備費、設計費及び工事費は補助対象となりません。  （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 公募要領の別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に定める補助対象の範囲をご参照ください。基準表で定める設備費のほか中小企業者等に限り工事費も補助対象となります。基準表で定める設備以外の設備費及び設計費は補助対象となりません。	P.37,41,45, 49,53,61, 103-134
31	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	導入された省エネルギー設備等の検収及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了した時点をもって、事業完了とします。	P.27
32	補助金はいつごろ支払われるのですか。	実績報告の審査が完了する日によって、支払われる月が変わりますが、単年度事業であれば2027年1月末から2027年3月末にかけてお支払いします。	P.28
33	計画省エネルギー量の算出は、自社の事業年度設定期間でよいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である2024年度（2024年4月～2025年3月）の1年間で算出してください。	P.29
34	交付申請時に設定する裕度とはなんですか。	裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が交付申請時の計画省エネルギー量を達成するための安全率として設定するものです。	P.30
35	裕度を設定しても、成果報告において補正計算はできますか。	成果報告において、補正計算を行う場合は条件があります。詳細は公募要領P.30-31をご参照ください。	P.30-31
36	裕度を設定する際の数値に制限はありますか。	裕度の上限は20%です。なお、裕度を設定すると、計画省エネルギー量が減少するので、十分に検討したうえで、裕度の数値を設定してください。	-
37	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備または兼用設備、将来用設備としての導入は補助対象外です。	P.37,41,45, 49,54,61
38	中古品の購入でも申請できますか。	中古品は補助対象設備として認められないため、申請はできません。	P.37,41,45, 49,54,61
39	省エネルギー効果の要件はすべて満たす必要がありますか。	いずれかの要件を満たす場合、申請は可能です。 【省エネルギー効果の要件】 ① 計画省エネルギー率が10%以上 ② 計画省エネルギー量が1kI以上 ③ 経費当たりの計画省エネルギー量が1kI/千万円以上	P.39,43,47,55
40	省エネルギー効果の要件を満たすことをどのように示せば良いですか。何か書類の提出が必要ですか。	ポータルにて申請書を登録いただくことで、省エネルギー効果の要件を満たすかどうか確認が可能です。ポータル登録の際、いずれかの要件を満たしていない場合、エラーが表示されます。エラーが表示されない場合はいずれかの要件を満たしていると判断し、提出書類にて審査をさせていただきます。	P.39,43,47,55
41	省エネルギー効果の要件は申請単位で満たしていれば申請可能ですか。（設備区分ではないか）	省エネルギー効果の要件は申請単位で満たしている場合に申請が可能です。	-
42	導入予定設備の能力・出力が、既存設備の能力・出力を超えても申請可能ですか。	原則、増産目的等の理由で能力・出力を向上させることは認められません。同能力の設備が市場がなく能力が若干上がる、負荷率等を考慮した結果、能力を上げた方が省エネ効果が高くなる等の事情があれば、個別の事情を考慮して認められる場合があります。（必要に応じて変更、増減の理由を確認する場合があります）なお、更新前後で負荷率等が大きく増減する場合は「独自計算」を用い、その影響を加味して計算してください。	-
43	3者見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	3者見積に参加している販社等であり、かつ製品が同じ場合は最安値以外の販社等に発注しても構いません。ただしその場合も補助対象経費は設備費が最安値だった見積金額を基準とします。	P.25

No.	質問	回答	公募要領
44	再生可能エネルギーを活用した設備は補助対象となりますか。	再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備は補助対象となりません。上記に含まれていないものでも、天候・気候等によって活用できる熱量等が左右されるものは補助対象となりません。	-
45	事業区分（Ⅲ）において、既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能ですか。	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合も申請可能です。既設設備、導入設備のそれぞれをエネルギー使用量のトータルで比較し、省エネルギー量が見込めるのであれば問題ありません。ただし、「従来枠」「メーカー強化枠」及び「トップ性能枠」の更新事業において、S I I が生産能力の強化や設備の新設・増設に該当すると判断した場合は、この限りではありません。審査の過程で内容について確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。	-
46	交付申請の方法を教えてください。	①S I I ホームページにてアカウント登録します。 ②電子メールで補助事業ポータルアカウント情報（ユーザ名）を取得し、パスワードを設定してください。 ③当該アカウント情報を用いて補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して申請書類を作成してください。 ④全ての提出書類を揃えて、2026年4月27日（月）17:00（必着）で申請書一式が到着するように一般社団法人環境共創イニシアチブ宛に郵送してください。	P.81
47	問い合わせ窓口担当とは何ですか。	S I I から問い合わせを行う際の問い合わせ窓口担当者です。問い合わせ窓口の担当者は、自らの申請内容を十分に把握し、求めに応じて速やかに対応できるよう努めていただく必要がございます。	P.82
48	郵送での発送では間に合わない場合、S I I への持ち込みやバイク便等でも受け付けてもらえますか。	郵送以外の提出は承っておりません。必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で提出してください。申請書は、2026年4月27日（月）17:00（必着）です。お早めにご対応ください。	P.87
49	書類の到着は確認できますか。	到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできません。郵送時の配達記録で追跡していただくか、補助事業ポータルのステータスでご確認ください。	P.87
50	不採択となった場合、交付申請書は返却されますか。	公募要領に記載のとおり、申請書類は返却しておりません。必ず提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管してください。	P.87
51	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象となりますか。	交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。	P.27
52	審査の基準を教えてください。	公募要領に記載の審査項目、評価項目に基づき審査を行います。総合的な審査結果を踏まえ、相対評価の上で採択者を決定します。	P.88
53	各評価項目の点数は教えてください。	採択、不採択問わず点数等は非公開です。	-
54	公募要領にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されますか。	評価項目全般に基づき、総合的に評価されます。	P.88
55	交付申請書は先着順で採択されますか。	先着順ではありません。採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。なお、全事業者の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額の範囲内なるべく多くの事業者や事業分野を採択する観点から、事業者や類似案件の絞込みを行うことがあります。	P.88
56	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知します。また、交付決定の内容はS I I のホームページで公開されます。公開は、2026年6月中旬を予定しています。	P.91
57	事業内容に変更等が発生した場合はどのような手続きが必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめS I I に連絡し、その指示に従ってください。	P.95
58	申請書類提出後～交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に何か手続きが必要ですか。	申請者情報変更届の提出が必要となります。変更の可能性が生じた場合は、あらかじめS I I に連絡し、その指示に従ってください。	P.88

No.	質問	回答	公募要領
59	契約、発注等はいつから可能ですか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。	P.27
60	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前にS I Iにご相談ください。	P.95
61	事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか。	事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかにS I Iに連絡してください。	P.95
62	中間報告とは何をすればよいですか。	中間報告とはS I Iが別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。 ・着工前写真の提出 ・補助金振込口座の登録 詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.96
63	販売事業者への支払いは手形で支払ってもよいですか。	手形での支払いは認められません。支払い条件は金融機関による振込としてください。（割賦払いや手形払い等は不可）	P.96
64	実績報告書の提出後、補助金額の確定通知書はいつ発行されますか。	実績報告書の書類検査及び現地調査等の完了後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.97
65	補助金の支払いが完了した後、事業者が行う手続きはありますか。	補助金のお支払い後は、事業区分毎に定める期間において補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告する必要があります。成果報告時の省エネルギー量等の実績が交付決定時の計画値に対して未達となる場合や、データを取得していなかった場合は、補助金を返還していただく場合がございますのでご注意ください。	P.97
66	補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。もしくは所有者ですか。また、リースを活用した共同申請の場合、補助金を受け取るのはどの事業者になりますか。	設備の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者が補助金受取事業者となります。例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者が補助金の振込先となります。	-
67	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。	-
68	補助金受給後に会社が廃業（または解散）する場合、補助金は返還しなければならないのですか。	会社を廃業（または解散）する場合、補助金の返還が発生する場合があります。事前に詳細をS I Iまでご連絡ください。	-
69	既存熱源機（ボイラ等）が設置されている生産ライン等に、産業ヒートポンプを追加で設置して、既存熱源機のエネルギー使用量を低減する場合は対象になりますか。	プロセス改善に資する事業として補助対象となります。省エネルギー効果の算出方法は「省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】」を参照してください。	P.53
70	現在コージェネレーションを保有していないが、新たに高効率コージェネレーションを設置して、発電に加えて既存熱源機（ボイラ等）のエネルギー使用量を低減する場合は対象になりますか。	プロセス改善に資する事業として補助対象となります。省エネルギー効果の算出方法は「省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】」を参照してください。	P.53
71	事業区分（Ⅲ）において、照明設備は対象となりますか。	調光機能を有した照明設備は「制御機能付きLED照明器具」として補助対象となります。ただし、調光機能を有しないLED照明への更新は補助対象となりません。対象となる設備はS I Iのホームページ「補助対象一覧」から確認できますので、併せてご確認ください。	P.120-121
72	事業完了日までに事業完了できません。	単年度事業は、原則2027年1月31日（日）までに完了させる必要があります。ただし、単年度での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができますのでご確認ください。	P.27
73	セット型番に含まれる内容は全て補助対象となりますか。	セット型番に含まれている内容であっても、公募要領のP.103-134で定める補助対象範囲に含まれない場合、補助対象外となります。	P.103-134
74	本補助金は、政治資金規正法に定められた政治活動に関する寄附制限（第22条の3第1項）の対象になりますか。	本補助金は適用除外であり、対象とはなりません。	-

No.	質問	回答	公募要領
75	補助対象経費の1/3（補助金額）が1億円以上になってしまうのだが、メーカー強化枠だけ申請できますか。 例：メーカー強化枠の生産設備複数台等	メーカー強化枠のみのご申請はできかねます。メーカー強化枠の設備のみ更新される場合も従来枠で採択される可能性があり、その場合の補助金上限額は1億円となります。	-
76	申請の際に何かGXの表明をしないとメーカー強化枠は申請できないのですか。	GXへの取り組みはメーカーが表明するものであり、申請者が表明する必要はありません。	-
77	同じ事業所内の設備更新において、設備単位型の従来枠とトップ性能枠を併用して申請することは可能ですか。	それぞれ別の設備であれば併用して申請可能です。ただし、事業完了後に行う成果報告の際にはそれぞれの設備のエネルギー使用量を実測し、省エネルギー効果を別々に報告する必要がありますため、各申請ごとのエネルギー使用量を明確に切り分けられる場合に申請を検討ください。	-
78	トップ性能枠、メーカー強化枠それぞれどういう違いがありますか。	メーカー強化枠は「従来枠の事業要件に加えて、GXへの取り組みを表明したメーカーの指定設備へ更新する事業」を指し、トップ性能枠は「GXへの取り組みを表明しているメーカーの設備のうち、SIIが設置した第三者委員会が定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入（更新・新設）する事業」を指します。	P.41,45
79	トップ性能枠の設備と、他の指定設備をメーカー強化枠（又は従来枠）で両方申請したいのですが、どうすれば申請できますか。	同一の事業所内であっても、事業区分・枠をまたぐ場合は、エネルギー使用量を明確に切り分けできる場合に限りそれぞれ別の事業として2つに分けて申請することも認められます。	-
80	トップ性能枠で導入を予定している空調の「AI制御システム」またはボイラの「台数制御装置」について、補助対象外の既存設備にも接続して使用したいのですが、「AI制御システム」「台数制御装置」を補助対象経費として申請可能ですか。	空調の「AI制御システム」またはボイラの「台数制御装置」は補助対象設備以外の設備に接続しても、補助対象経費として申請可能です。	-
81	新設の設備導入事業について、申請の要件はありますか。	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型の新設は「水素燃焼可能な設備を導入する事業であること」、（Ⅲ）GX設備単位型のトップ性能枠の新設は「普及型製品や従来枠の指定設備と比してさらにエネルギー消費効率の高い、トップ性能設備を導入する事業であること」が申請要件です。 その他要件の詳細については、公募要領をご確認ください。	P.6,8
82	新設の設備導入事業について、省エネルギー量の計算はどのようにすれば良いですか。	新設事業においては、省エネ効果を算出する必要はありません。採択にあたっては、公募要領に記載の審査項目および評価項目に基づき、SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会の評価を踏まえ、総合的に判断のうえ採択事業者を決定いたします。	P.50,62
83	新設の設備導入とⅣ型のEMSは組み合わせて申請できますか。	申請可能です。その場合、必ずしも新設の設備をEMS制御する必要はありません。	P.23
84	GX推進への取組に関する要件について、CO2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業と記載がありますが、みなし大企業は中小企業に含まれますか。	GX推進への取組に関する要件で定める中小企業には、みなし大企業も含まれます。	-
85	バイオマスボイラを追加で設置して、既存ボイラ等のエネルギー使用量を低減する場合は対象になりますか。	バイオマスボイラを単に追加設置する場合は、プロセス改善とは見做せず、補助対象とはなりません。既存設備を撤去してバイオマスボイラに更新する場合のみ補助対象となります。	-
86	既存ボイラに対して、バイオマス燃料タンク等を追加する事業は、補助対象事業に該当しますか。	バイオマス燃料タンク等の追加工事は、プロセス改善とは見做せず、補助対象にはなりません。既存ボイラを撤去してバイオマスボイラに更新する場合のみ補助対象となります。	-
87	プロセス改善として申請が認められる事業はどのような事業ですか。	プロセス全体としてエネルギー使用量を削減することを目的に、既存設備のボイラ等と併用し、高効率設備（産業ヒートポンプ、高効率コージェネレーション、水素活用設備に限る）を導入する事業です。	P.53
88	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について、導入希望の設備がGX要件を満たしたメーカーの設備でなくても申請可能ですか。	導入希望の設備が指定設備に該当するのであれば、GX要件を満たしたメーカーの設備でなくとも申請可能です。	-
89	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について、大企業が申請する場合工事費は補助対象になりますか。	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型において行う更新事業については、工事費の補助は中小企業者等に限ります。ただし、既存設備を水素燃焼可能な設備に改造する事業は大企業でも工事費が補助対象になります。中小企業者の定義については公募要領P.17をご参照ください。	P.25
90	水素燃焼の設備は、水素のみを燃焼している設備でないと申請できないのですか。	水素燃料の混焼が可能な設備についても、申請が可能です。ただし、水素燃料については、10%以上の混焼率で稼働させることが必要です。（水素燃料を活用した設備も申請可能）	P.55,61

No.	質問	回答	公募要領
91	水素に燃料転換する場合の配管は対象になりますか。	水素利用に必要な不可欠な付帯設備（圧縮機、混合装置、バッファータンク、水素タンク、供給配管、除湿機、脱硝装置等）は補助対象となります（本補助金により導入する水素対応設備で専用するものに限る）。なお、水素を製造する設備（水電解装置や改質器等）については、補助対象外となります。	-

<提出書類について>

No.	質問	回答	公募要領
1	見積を取得するにあたり、何か条件はありますか。	見積を取得する場合は、原則異なる販売事業者3者に見積依頼を行う必要があります。その他注意して作成いただく事項がございますため、公募要領P.25をご参照ください。	P.25
2	見積書は補助対象経費のみを提出すれば良いですか。	見積書は補助対象経費と補助対象外経費の両方を、明確に区別できるように記載してください。	P.25
3	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。	設備費（補助対象経費）・設備費（補助対象外経費）・設計費・工事費のうち、どの費目の値引きであるか明示してください。	-
4	特定事業者ではありませんが、[添付14] 中長期計画書の写しが必要ですか。	省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）についても、エネルギーの合理化に関する中長期計画を、S I I が指定するフォーマットにて策定し提出することが要件です。	-
5	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、S I I フォーマット「法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。S I I フォーマットの記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。	-
6	複数年度事業として申請する場合に何を提出したらよいでしょうか。	公募要領P.83-85の提出書類一覧に記載の必須提出の書類に加え、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画（1-7 事業スケジュール）の提出が必要です。	P.76
7	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください。（決算短信でも可） ※貸借対照表について、「連結決算」の提出では受け付けられませんので、注意してください。	P.84
8	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は、どのような場合に提出が必要ですか。	みなし大企業に該当しない中小企業者である場合は、[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を提出し、中小企業者であることを宣誓してください。	P.84
9	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を自社で作成している株主一覧で代用できますか。また、株主一覧は出資比率（%）の記載がなく、持株数の記載のみの場合どうしたらよいですか。	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は必須です。ただし、株主一覧を自社で作成している株主一覧で代用する場合、出資者等の記載は不要です。株主一覧に出資比率（%）の記載がなくても、割合が分かる記載があれば問題ありません。	P.84
10	商業登記簿謄本（建物登記簿謄本）は、具体的に何をを用意すればよいですか。	商業登記簿謄本（建物登記簿謄本）の、現在事項証明書か履歴事項全部証明書をご用意ください。法務局より入手した登記簿謄本（コピーでも可）をご提出ください。 ※ 登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。	P.84
11	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。	P.84
12	公募要領の提出書類一覧に書かれている「製品情報証明書」とは何でしょうか。	製品情報証明書については、指定計算において必要なメーカー発行の証明書となります。詳細は省エネルギー量計算の手引き（生産設備）【指定計算・独自計算】を確認してください。 事業者が指定計算を用いて申請する場合、計算には ① 導入予定設備とその一代前モデルそれぞれの性能値 ② 申請者が把握している既存設備の稼働状況（年間稼働時間等）の値が必要です。 そのうち、①の性能値を証明するものを「製品情報証明書」といい、様式はS I I ホームページよりダウンロードできます。製品情報証明書は、導入予定設備のメーカーから発行してもらう必要があります。そのため、事業者が指定計算を用いて省エネルギー量を計算する場合は、メーカーに製品情報証明書を事業者が発行を依頼してください。	P.84
13	2022年度以降に評価項目に該当する省エネ診断を受診していた場合の提出書類を教えてください。	各省エネ診断報告書の「表紙」を提出してください。各事業毎の表紙の例は、（Ⅲ）設備単位型／（Ⅲ）GX設備単位型、（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型それぞれの交付申請の手引きをご確認ください。	P.84

No.	質問	回答	公募要領
14	[添付23] 設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。自社所有の建物に設備を設置する場合は、提出する必要はありません。なお、建築物の所有者が複数いる場合は、そのすべての承諾書が必要となります。	P.85
15	建物所有者が社内の押印業務を全面的に廃止し、設備設置承諾書に押印ができません。提出書類として認められますか。	押印を廃止していることがわかる建物所有者の社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。	-